

**地方税法の一部改正（H23.4.27）による
東日本大震災の被災者への県税の軽減措置等の概要**

【個人住民税】

（１）雑損控除の特例

住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成 23 年度住民税での適用を可能とする。

繰越し可能期間を 5 年とする（現行 3 年）。

（２）被災事業用資産の損失の特例

22 年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。

（ 所得税の措置の自動影響・個人事業税も同様に自動影響）

被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を 5 年とする（現行 3 年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が 1 割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行 3 年の繰越しが可能な純損失について、繰越期間を 5 年とする。（ 個人事業税も同様に措置）

（３）住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成 25 年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

（４）財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。

（ 所得税の措置の自動影響。既に課税されたものについては還付する規定を整備）

【法人事業税・法人住民税】

（１）申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

【不動産取得税】

（１）被災代替家屋の取得に係る特例

被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課さ

れないようにする特例を講じる。

(2) 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】

(1) 被災代替自動車の取得の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税】

(1) 被災代替自動車に係る自動車税の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税を非課税とする。

【軽油引取税】

(1) 「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）

軽油引取税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。